２．「暗号資産交換業の種類」は、法第２条第７項各号のいずれの業務に該当するかを明示すること。また、第１条第２項第６号に規定する暗号資産信用取引に該当する業務を行う場合には、その旨を記載すること。
３．「利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法」は、業務委託先等に対して利用者が支払う金額についてを併せて記載すること。
４．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第７面の次に添付すること。

（第８面）

⑵　暗号資産交換業の概要図

（記載上の注意）
１．暗号資産交換業の内容ごとに、暗号資産交換業者、利用者その他の関係者（業務委託先等）の契約関係や債権・債務関係が分かるように簡略に図示すること。

（記載上の注意）
１．業務委託状況は、仮想通貨交換業の一部を第三者に委託している場合に、その形態ごとに記載すること。
２．業務委託状況について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第７面の次に添付すること。

（第８面）

⑷　取り扱う仮想通貨の概要

仮想通貨の名称		仮想通貨の単位	
当該仮想通貨の仕組み			
その他事項			

（記載上の注意）
１．原則、取り扱う仮想通貨ごとに記載することとすること。